

被災者雇用開発助成金と

雇用促進税制

Q: 今回の東日本大震災に伴って五月に創設された「被災者雇用開発助成金」について教えてください。また、六月の税制改正に伴い「雇用促進税制」もスタートしたと聞きました。その内容についても教えてください。

A: 今回の東日本大震災に伴って、様々な制度が改正、創設されています。今回は質問の二つの制度について解説します。

〔Ⅰ〕被災者雇用開発助成金

(1) 制度の概要

東日本大震災による被災離職者および被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、平成二十三年五月二日以降継続して一年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に、助成金が支給されます(雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限りません)。

(2) 対象労働者

① 震災により離職された方(次のア～ウのいずれにも該当する方)

ア 東日本大震災発生時に被災地域において就業していた方

イ 震災後に離職し、その後安定した職業に就いたことがない方

ウ 震災により離職を余儀なくされた方に被災地に居住する方

ア 震災後、安定した職業に就いたことがない方

イ 震災により被災地域外に住所または居所を変更した方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することになった方を除く

(3) 支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、別表の金額が、支給対象期間(六カ月)ごとに事業主に支給されます。

別表 被災者雇用開発助成金の支給額

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの金額
短時間労働者以外	大企業 50万円	1年間	大企業 第1期25万円 第2期25万円
	中小企業 90万円		中小企業 第1期45万円 第2期45万円
短時間労働者(※1)	大企業 30万円	1年間	大企業 第1期15万円 第2期15万円
	中小企業 60万円		中小企業 第1期30万円 第2期30万円

(※1) 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方をいいます。

(4) 受給のポイント

本助成金は、特定求職者雇用開発助成金の被災者版と言えるものです。したがって、ハローワーク等の紹介が要件となります。紹介を受ける前に対象労働者を雇用することを約している場合は支給対象になりません。また、雇い入れ前後六カ月間に事業主都合による解雇等の離職者がある場合も支給されません。なお、本助成金の支給申請期間は各支給対象期の末日の翌日から一カ月以内となりますので、その点も注意が必要です。

〔Ⅱ〕雇用促進税制

(1) 税制優遇制度の概要

平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に始まるいづれかの事業年度(以下、適用年度)(※2)において、雇用者増加数五人以上(中小企業は二人以上)、雇用増加割合10%以上の要件を満たす企業は、雇用増加数一人当たり二十万円の税額控除(※3)が受けられます。

※2 個人事業主の場合は、平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの各暦年

※3 当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度になります

(2) 対象事業主の要件

① 青色申告書を提出する事業主であること
② 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと(解雇して人数を減らしてから新規雇用者数を増加させても対象になりません)

③ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を五人以上(中小企業の場合は二人以上)、かつ、10%以上増加させていること

④ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額(※4)以上であること

⑤ 風俗営業等を営む事業主ではないこと

※4 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + 前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30% (給与等の支給額が前年度に比べ一定程度増えることを求められています)

(3) 事務手続

① 事業年度開始後二カ月以内(※5)に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークへ提出してください。

② 事業年度終了後二カ月以内(個人事業主については三月十五日まで)に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。確認を求めから返送まで約二週間(四～五月は一カ月程度)を要しますので、確定申告期限に間に合うよう留意ください。

③ 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

※5 なお、平成二十三年四月一日から八月三十一日までの間に事業年度を開始する事業主の場合には、十月三十一日までに提出してください。

「回答」

豊嶋社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 豊嶋 正孝氏